

令和8年度（2026年度）熊本市寝具無料乾燥事業委託仕様書

（目的）

事業実施年度に65歳以上となる在宅の単身世帯、高齢者のみの世帯並びに重度の障がいを持つ者の寝具を無料丸洗い殺菌乾燥を行い清潔を保持し、福祉の増進に寄与することを目的とする。なお、感染性疾患の寝具については、消毒殺菌処理後丸洗い殺菌乾燥を行う。

（対象者）

令和8年度分の市町村民税が非課税又は生活保護法に基づく保護を受給中で、令和8年度に65歳以上となる在宅の単身世帯及び高齢者のみの世帯で、老衰、心身の障がいや疾病等の者、並びに重度の障がいを持つ者（身体障害手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級）の方で、現に使用している寝具類の衛生管理が困難な者

（事業内容）

- （1）高齢福祉課より、業者へ利用者一覧と利用券の写しを送付し、各区役所福祉課より、利用者へ利用券を発送する。
- （2）業者は、利用者一覧を受け取ったら、利用者の都合を確認して回収計画を作成する。
- （3）利用者から業者に直接連絡があった場合は、できるだけ利用者の希望にあわせて回収計画を作成する。
- （4）回収計画により布団等の回収を行う際、利用者に電話をして訪問し、利用券を利用者から回収する。
- （5）対象の寝具は、1件につき掛け布団、敷布団の各1枚以内とする。
- （6）各寝具について
 - ①掛布団（羽毛、羊毛、綿、サイズは問わない）
 - ②敷布団（羽毛、羊毛、綿、サイズは問わない）
- （7）回収した寝具以外に代わりの寝具がない場合は、業者は寝具の無料貸出を行う。
- （8）こたつ布団を布団にしている場合、こたつ布団を掛布団、敷物を敷布団とする。
- （9）回収してから2週間程度以内で布団を返却する。返却の際、回収した利用券を持って行き、確認印をもらう。利用者が利用券を紛失している場合は、利用券の写しにて対応する。
- （10）寝具は、丸洗い殺菌、乾燥を行い、感染性疾患の寝具については、消毒殺菌処理後丸洗い殺菌乾燥を行う。
- （11）業務は1月末までに終了すること。ただし、特別な事情がある場合はこの限りではない。
- （12）業務が終了したら、回収した利用券を高齢福祉課に提出する。
- （13）請求書を提出する際は、人数を把握する為にエクセル表でデータを提

出すこと。

(14) 利用券に記載した内容で事業を実施すること。なお、実施する寝具の種類が変更となる場合は、高齢福祉課及び各区役所福祉課に事前に了承を得たうえで、利用券に利用者から訂正印をもらう等、利用者が同意していることを明らかにし、(13)のデータでも把握できるようにすること。ただし、実施する寝具の種類が減る場合はこの限りではない。

(契約期間)

契約締結日から令和9年(2027年)3月31日まで

(秘密の保持)

対象者名簿の情報など業務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。

(令和7年度実績)

■高齢	業 務	単価(税抜)	数量	金 額
掛布団	丸洗い殺菌乾燥	¥3,960	100	¥396,000
敷布団	丸洗い殺菌乾燥	¥3,960	86	¥340,560
毛布	丸洗い殺菌乾燥	¥1,240	96	¥119,040
小 計				¥855,600
■障がい				
掛布団	丸洗い殺菌乾燥	¥3,960	114	¥451,440
敷布団	丸洗い殺菌乾燥	¥3,960	102	¥403,920
毛布	丸洗い殺菌乾燥	¥1,240	109	¥135,160
小 計				¥990,520
■消毒				
掛布団	消毒殺菌乾燥	¥4,690	4	¥18,760
敷布団	消毒殺菌乾燥	¥4,690	3	¥14,070
毛布	消毒殺菌乾燥	¥1,950	4	¥7,800
小 計				¥40,630
合計(税抜)			¥1,886,750	
消費税(10%)			¥188,675	
合計(税込)			¥2,075,425	

※令和8年度より、毛布は対象外。